

中東遠看護専門学校組合監査基準

令和2年2月19日

決定

中東遠看護専門学校組合監査基準を次のように定める。

(趣旨)

第1条 この基準は、中東遠看護専門学校組合（以下「組合」という。）において監査委員が行うこととされている監査、検査、審査並びに法令の規定により監査委員が行うこととされているその他の行為の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第2条 組合の監査基準に関しては、袋井市監査基準の規定を準用する。この場合において、「市長」とあるのは「管理者」と、「袋井市個人情報保護条例（平成17年条例第16号）」とあるのは「中東遠看護専門学校組合個人情報保護条例（平成26年条例第1号）」と、「袋井市個人情報保護条例施行規則（平成17年規則第20号）」とあるのは「中東遠看護専門学校組合個人情報保護条例施行規則（平成26年規則第2号）」と、「袋井市監査委員が管理する個人情報の保護に関する規程（平成17年監査委員告示第3号）」とあるのは「中東遠看護専門学校組合監査委員が管理する個人情報の保護に関する規程（平成28年監査委員規程第2号）」と、「市長部局等」とあるのは「事務局等」と読み替えるものとする。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。